

令和7年度に国の業務改善助成金の申請を行い、  
助成金の交付を受けた県内の事業場の皆様へ

# 和歌山県業務改善促進助成金

厚生労働省の業務改善助成金の交付を受けた事業者に対し、  
県から上乗せ助成!

**最大 100 万円**の助成を受けることができます。

## 【対象事業者】

令和7年4月1日～令和8年3月31日の間に、和歌山労働局に業務改善助成金の申請を行い、交付額確定の通知を受けた県内に事業場のある事業者

※交付額確定の通知書の日付が、令和8年4月1日以降でも対象となります。

※和歌山労働局からの交付決定が、令和8年度に繰り越された場合も対象となりますが、下記提出締切日までに、必要書類を和歌山県労働政策課まで提出していただく必要があります。

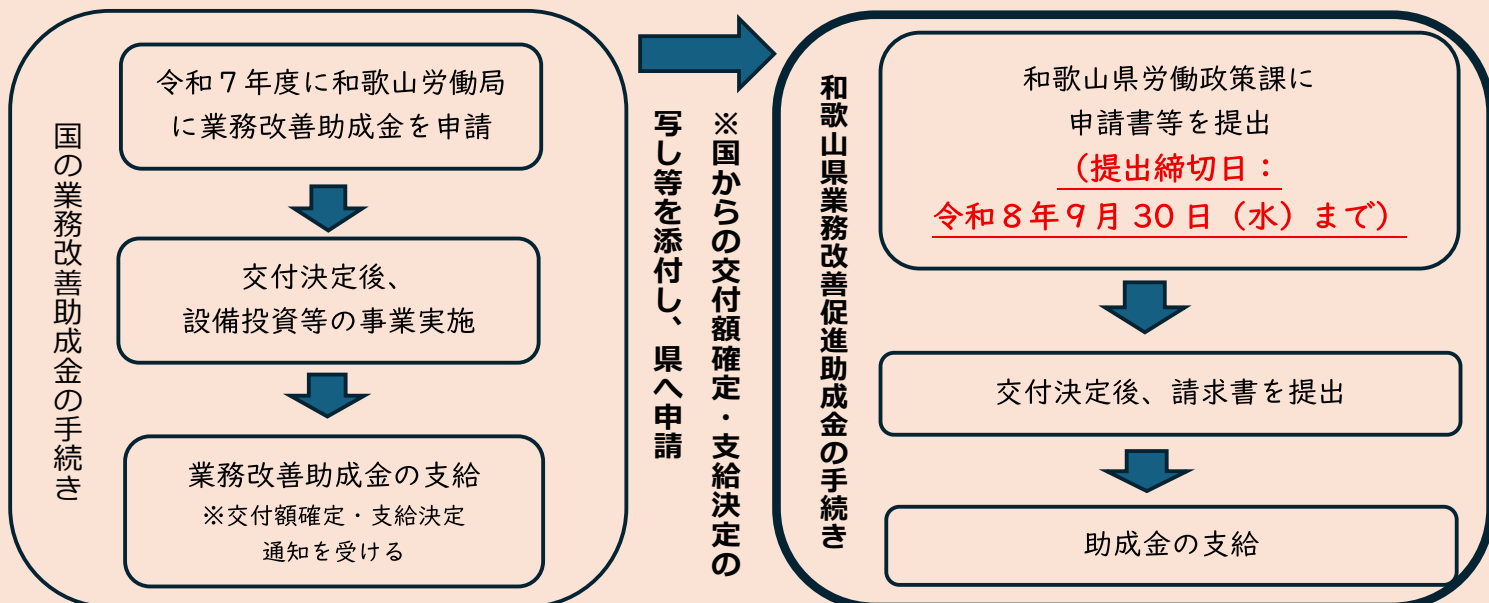
※その他の対象要件は、和歌山県業務改善促進助成金交付要綱をご確認ください。

## 【助成額】

補助対象経費から国の業務改善助成金を除いた額（自己負担額）の2分の1

※助成上限額は100万円。ただし、交付を受けた国の業務改善助成金の金額は超えないものとする。

## 申請・支給の流れ



お問い合わせ先  
申請先

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県 商工労働部 商工労働政策局 労働政策課

電話：073-441-2790 E-mail：e0606001@pref.wakayama.lg.jp

助成金の交付要件・申請手続きの詳細については、ホームページ及び交付要綱をご確認ください。

URL：<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060600/gyoumukaizenjyosei.html>

※この事業は、国の重点支援地方交付金を活用し実施しています。